

第2次十和田市男女共同参画社会推進計画（後期実施計画）令和元（平成31）年度における進捗状況

No.	基本目標	重点項目	施策の方向	令和元（平成31）年度における事業の実施状況及び評価							参考値 (28年度)	目標値 (令和3年度)	次年度の方策	担当課	備考
				事業名	内容	実施状況（実績）	指標名	現状値	達成度	指標設定年度					
1	I 「女と男」の平等に向けた意識づくり	1 男女の固定的性別役割分担意識の解消（※）	男女共同参画社会推進にかかる学習機会の充実（※）	男女共同参画社会推進にかかる学習機会の充実（※）	「男女共同参画」を身近な問題としてとらえたセミナー、フォーラム等を開催し、普及啓発を図る。	県の男女共同参画センターのイベント出前啓発事業を活用し、男女共同参画に関するクイズや意識調査を行ったほか、男女共同参画に関する図書の展示を行うことにより、市民への意識啓発に努めた。 ○「男女共同参画」に関する普及啓発事業 ・南コミュニティセンターまつり 日時 10月20日（日）9：00～12：00 意識調査回答者 57人	開催回数	1回	5	29	1回	1回	引き続き、男女共同参画社会推進にかかる学習機会の充実を図るため、普及啓発に努める。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、市で開催されるイベント等においての男女共同参画に関する意識調査などは実施せず、広報とわだ等を活用した普及啓発を実施する。	総務課	
				男女共同参画の啓発と情報提供（※）	「広報とわだ」や市のホームページを通して、男女共同参画に関する情報提供を充実させる。	市広報に男女共同参画に関する記事を年3回掲載した。 また、第2次十和田市男女共同参画社会推進計画後期実施計画掲載事業の進捗状況を取りまとめ、市ホームページにおいて公表した。 男女共同参画に関する周知度を把握するため、「男女共同参画社会という用語の周知度」について町内会長等にアンケート調査を実施した。 ○男女共同参画関係記事の市広報への掲載回数 3回 ◆アンケート調査の結果 町内会長を対象としたアンケート（調査対象 199人） 男女共同参画という用語の周知度 知っている（75.4%）、知らない（20.6%）、無回答（4.0%）	啓発や情報提供の回数	3回	5	29	1回	2回	引き続き、「広報とわだ」や市ホームページを通じ、男女共同参画に関する情報提供を行うなど、男女共同参画の啓発に努める。 また、男女共同参画に関する周知度を把握するため、令和2年度もアンケート調査を実施する。	総務課	
				男女共同参画に向けた意識づくり（※）	男女共同参画に関する意識改革、環境整備を図ることにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的として、情報誌「ゆっパル」の発行を通じ、市民の意識啓発に努める。	公募の編集委員6人により、男女共同参画市民情報誌「ゆっパル」を市広報の紙面上で年3回掲載した。 ○男女共同参画市民情報誌「ゆっパル」 特別版（広報とわだ6月号） 第38号（広報とわだ11月号） 第39号（広報とわだ3月号）	発行回数	3回	5	29	3回	3回	引き続き、男女共同参画市民情報誌「ゆっパル」の発行を年3回行い、男女共同参画に向けた市民の意識啓発に努める。	総務課	第2次十和田市総合計画 第1期実施計画関連事業
4		2 性差別につながらない表現の促進（※）	男女共同参画に係る表現の普及（※）	男女共同参画に係る表現の普及（※）	公的に発行する各種情報資料の表現に、男女共同参画の視点を取り入れ、固定的な役割分担を意識させる表現をしないよう、普及啓発を図る。	広報紙など刊行物の作成に当たっては、性差別につながらるなどの不適切な表現にならないよう、十分注意した。 市広報に掲載した「男女共同参画」の記事の中で性別など固定的な役割分担を意識しない社会づくりについて周知を図った。	市民、職員への広報等での注意喚起の回数	1回	5	29	0回	1回	引き続き、性差別につながらない表現となるよう、広報紙など刊行物の作成に当たっては、注意するとともに、記事を掲載する担当職員への指導、助言を行う。 また、広報紙等を活用し、性差別など固定的な役割分担を意識させる表現についての注意喚起を行い、市民への普及啓発を行う。	総務課	
5	学びの場での「女と男」の平等への意識づくり	1 学校等における男女共同参画に関する教育の推進（※）	異性についての正しい理解を深める指導の充実（※）	教科、道徳、特別活動等において、男女の身体のしくみ、命の尊さ、男女の協力等の指導を通して、異性について正しく理解させるとともに、多様性を尊重する意識の向上を図る。	各小・中学校の各教科、道徳、特別活動等において、学習指導要領に基づく各校の年間指導計画に沿った指導（男女の身体のしくみ、命の尊さ、男女の協力等の指導）を実施した。 また、異性について正しく理解させるとともに、多様性を尊重する意識の向上を図るために指導が実施されるよう、計画訪問や要請訪問、各種研修会を通して、学習指導要領の趣旨に沿った年間指導計画の整備・改善及び授業実践、学校生活全般における「男女の協力や互いのよさの理解」の価値の啓発について指導・助言を行った。	授業回数	2回	5	29	2回	2回	引き続き、計画訪問や要請訪問、各種研修会において、学習指導要領の趣旨に沿った年間指導計画の整備・改善及び授業実践、学校生活全般における「男女の協力や互いのよさの理解」といった価値の啓発について、指導・助言を行う。	指導課		
6			子ども会リーダー研修会（※）	初級・中級・上級の各段階において、次代を担う青少年の育成を図る。	小学校4年生から6年生までの学校や子ども会でリーダーとして活躍、またはリーダーを目指している児童を対象に、リーダーとして必要な知識や技術を習得させるための研修会・体験活動を実施した。 ○子ども会リーダー研修会 参加者 60人（うち女性 32人） ・初級リーダー研修会（春） 参加者 16人（うち女性 8人） ・初級リーダー研修会（秋） 参加者 9人（うち女性 3人） ・初級リーダー宿泊研修会 参加者 35人（うち女性 21人）	女性割合	53.3%	4	24 (66.1%)	62.5%	62.5%	引き続き、各小・中学校へのチラシ配布や公共施設等へのポスター掲示などをを行い、周知に努める。	スポーツ・生涯学習課		

■（※）は女性活躍推進法関連項目と事業

第2次十和田市男女共同参画社会推進計画（後期実施計画）令和元（平成31）年度における進捗状況

No.	基本目標	重点項目	施策の方向	令和元（平成31）年度における事業の実施状況及び評価							参考値 (28年度)	目標値 (令和3年度)	次年度の方策	担当課	備考
				事業名	内容	実施状況（実績）	指標名	現状値	達成度	指標設定年度					
7	I 「女と男」の平等への意識づくり 2 学びの場における男女共同参画に関する教育の推進（※）	1 学校等における男女共同参画に関する教育の推進（※）	家庭科教育の充実（※）		家庭科教育を通して、男女や家族が協力して互いに支え合い、自分自身も家族の一員としての自覚を持ち、生活をよりよくしようとする実践的態度の育成を図る。	各校において、学習指導要領に基づいた家庭科の指導が行われ、小学校では「家族・家庭生活」の学習の中で、自分の成長と家族・家庭生活と仕事、家族や地域の人々との関わりについて、中学校では「家庭・家庭と子どもの成長」の学習の中で、自分の成長と家庭・家庭と家族関係、幼児の生活と家族について学習を行った。 小学校については5・6学年において、中学校においては全学年において、各校の年間指導計画に沿って授業を行った。 また、学校で学んだことを家庭・地域で実践することも一連の学習過程として位置付け、生活をよりよくしていくとする実践的態度を育めるよう、学校訪問等で指導・助言を行った。	授業回数	3回	5	29	3回	3回	小学校では新学習指導要領が令和2年度、中学校では令和3年度より全面実施となる。 改訂の趣旨に沿った家庭科の年間指導計画の見直しを行い、確実な授業実践につなげるよう指導・助言を行う。また、学校で学んだことを家庭・地域で実践することも一連の学習過程として位置付け、生活をよりよくしていくとする実践的態度を育めるよう、学校訪問等で指導・助言を行う。	指導課	
8															
9		2 男女共同参画に関する学習の推進（※）	男女共同参画に関する図書の整備（※）		男女共同参画に関する図書の整備・充実を図り、貸し出し等により、広く市民に提供する。	男女共同参画に関する図書の整備・充実を図り、貸し出し等により、広く市民に提供した。 ○収集した図書 51冊 (平成30年度末までに収集した図書 251冊)	資料冊数	302冊	5	24(65冊)	114冊	200冊	引き続き、男女共同参画に関する図書の整備・充実を図り、広く市民へ提供する。	市民図書館	
10															
11		家庭教育への支援（※）			子どもの育ちにおける家庭教育の重要性、また大人と子どもの関わりについて理解を深めることを目的として、児童・生徒、保護者及び教職員がともに学びあうための学習機会を提供をする。	子育て、家庭での生活習慣、情報モラル等に関する講演など、児童・生徒、保護者及び教職員がともに学びあうための学習機会を提供した。 ○家庭教育応援事業 ・参加者 延べ2,577人 ・実施回数 19回（18校） ・内容 子育て、家庭での生活習慣、情報モラル等に関する講演	参加者数	2,577人	5	24(381人)	1,108人	1,200人	引き続き、学校との連携を密にしながらテーマや講師を選定し、学校や保護者のニーズに対応した講演を実施する。	スポーツ・生涯学習課	第2次十和田市総合計画 第1期実施計画関連事業
12			きらめき講座の開催（※）		男女共同参画に関する学習機会の充実を図る。	市民の市政に対する理解を深め、意識啓発を図り、市民と行政が協働で生涯学習によるまちづくりを推進するため、市民等の団体が主催する集会等に議員が講師として出向き、市政の説明や専門的知識を活かしたふるさと出前きらめき講座を開催した。 ○ふるさと出前きらめき講座 ・関連講座数 69講座 ・参加者 延べ1,595人 ※受講後のアンケートで「良い」と回答した人の割合 84.0% (94件中79件)	関連講座数と参加者数	69講座 1,595人	4	29	61講座 2,421人	61講座 2,500人	府内各課に対して、本事業が市政のPRの場となる旨を理解してもらいながら、市民や時代のニーズに見合った講座となるよう内容の充実を図る。	スポーツ・生涯学習課	
13															

■（※）は女性活躍推進法関連項目と事業

第2次十和田市男女共同参画社会推進計画（後期実施計画）令和元（平成31）年度における進捗状況

No.	基本目標	重点項目	施策の方向	令和元（平成31）年度における事業の実施状況及び評価							参考値 (28年度)	目標値 (令和3年度)	次年度の方策	担当課	備考
				事業名	内容	実施状況（実績）	指標名	現状値	達成度	指標設定年度					
14	I 「女と男」の平等に向けた意識づくり	3 「女と男」が持つ個性の尊重	1 個性と性を尊重する意識の啓発（※）	人権擁護の推進（※）	人権教育や人権啓発活動を推進し、人権に対する市民高揚を図るとともに、人権擁護体制の充実に努めることを目的として、人権擁護委員等との連携・協力により、小・中学校における人権教室や該当啓発活動など、市民への人権に対する普及啓発活動を実施する。	人権擁護委員と連携し、人権相談所の開設（21回）の他、6月、12月の人権週間、10月の行政週間では、行政相談員との合同で特設相談を実施した。 その他、奥入瀬ろまんパークフェスティバルや十和田市秋まつりにおいて、市内中学生と一緒に人権啓発活動を実施するとともに、小・中学校で人権啓発のための人権教室を実施した。 ○人権に対する普及啓発活動 ・市役所市民相談室にて人権相談所の開設 21回 ・特設相談所の開設 3回 ・奥入瀬ろまんパークフェスティバルでの街頭啓発活動 1回 ・十和田市秋まつりでの街頭啓発活動 1回 ・市内小・中学校にて人権教室の開催 8回	普及啓発回数	34回	4	24 (41回)	33回	40回	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの活動実施が難しい状況が想定されるため、実施方法を検討しながら、引き続き、人権擁護委員と連携し、人権相談所を開設するほか、行政相談員との合同による特設相談の実施や小・中学校での人権教室の実施など、市民への人権に対する普及啓発活動を実施する。	まちづくり支援課 第2次十和田市総合計画 第1期実施計画関連事業	
		2 女性に対するあらゆる暴力の根絶	DVに関する意識の啓発	DVに関する意識の啓発	女性に対する暴力について、社会での認識と、根絶に向けて意識向上を図るために、パンフレットを作成し成人式等で啓発する。	小学校5校、中学校6校に教育相談員を派遣したほか、教育相談員、適応指導員による学校訪問を4～5月に実施するなど、学校派遣、教育相談室、適応指導教室、訪問アドバイザー（臨床心理士等）が連携して、子どもの悩み、親や教員が抱える子育て・教育問題の解決に向けた支援を行った。その他、メール相談の試行実施を行い、次年度からの通常実施を決定した。 また、より利用しやすい教育相談室となるよう教育相談室の愛称を小・中学生を対象に募集し「トワハート」に決定した。 ○教育相談事業 ・学校派遣相談員の年間相談回数 延べ4,326回 ※新型コロナウイルス感染症の影響による学校の臨時休業に伴い相談回数が減 ・教育相談室での年間相談回数 延べ1,482回 ◆訪問アドバイザー（臨床心理士等）による相談活動 年間350時間 ◆教育相談室の活用促進等に関するチラシを配布 3回	相談回数	派遣相談 4,326回 教育相談 1,482回	4	24 (派遣相談 5,496回、 教育相談 177回)	派遣相談 4,644回、 教育相談 177回	派遣相談 5,000回 教育相談 530回	小学校5校、中学校6校に教育相談員を派遣する。また、教育相談員による学校訪問を継続して実施し、学校と連携した支援を行う。 訪問アドバイザー（臨床心理士等）の派遣時間を年間350時間とする。 また、メール相談を年間実施し、教育相談事業における支援体制の充実を図る。	指導課 第2次十和田市総合計画 第1期実施計画関連事業	
17	3 男性にとっての男女共同参画の推進（※）	婦人相談体制の充実	婦人相談体制の充実	婦人相談体制の充実	女性からの相談に対し、適切な指導を行うとともに配偶者からの暴力（DV）防止等の啓発に努める。	DVに関する意識向上を図るために、若い時から男女共同参画の大切さを学ぶことが大切であると考え、成人式において「女と男がつくる十和田ネットワーク」が編集したパンフレットを出席者に配布し周知を図った。 ○DVに関する意識の啓発（パンフレット配布） ・成人式出席者 539人	パンフレット配付者数	539人	4	24 (531人)	533人	600人	引き続き、男女が互いに尊重し、協力し合うことの大切さを周知するため、成人式でのパンフレット配布を行い、DVに関する意識の啓発を行う。	総務課 健康増進課 （こども支援課）	
						婦人相談担当職員を中心に、離婚問題、生活困難、家庭不和、パートナーからの暴力などの相談に対し、相談者に寄り添い、傾聴し、必要なアドバイスや専門機関を案内するなど、適切な対応を実施した。 婦人相談から子どもの家庭問題が確認され、家庭相談へと繋がった事例もあり関係機関と連携し適切に対応した。 ○婦人相談 ・相談件数 77件	相談件数	77件	5	24 (202件)	43件	50件	引き続き、婦人相談担当職員を中心に、相談者への傾聴を中心掛けることにより、相談しやすい環境を維持する。		
18	セクシュアル・ハラスメントに関する相談、情報提供	セクシュアル・ハラスメントに関する相談、情報提供	セクシュアル・ハラスメントに関する相談、情報提供	セクシュアル・ハラスメントに関する相談、情報提供	関係機関が設置する相談窓口の活用など、セクシュアル・ハラスメントに関する情報提供をする。	青森県労働委員会による労働相談会等について、市のホームページを活用した情報提供及びポスター、パンフレットの設置、市広報掲載等により周知を図った。 ○セクシュアル・ハラスメントに関する相談、情報提供 ・市ホームページ掲載 9回 ・ポスター掲示 2回 ・チラシ設置 4回 ・市広報掲載 3回	情報提供回数	18回	5	29	11回	12回	引き続き、市ホームページを活用した情報提供等、周知に努める。	商工観光課	
19	3 男性にとっての男女共同参画の推進（※）	高齢者講座（※）	再掲で対応			-			-	-	-	-	-	-	スポーツ・生涯学習課
20		家庭教育への支援（※）	再掲で対応			-			-	-	-	-	-	-	スポーツ・生涯学習課 第2次十和田市総合計画 第1期実施計画関連事業
21		きらめき講座の開催（※）	再掲で対応			-			-	-	-	-	-	-	スポーツ・生涯学習課

■（※）は女性活躍推進法関連項目と事業